

分担金・拠出金の名称	法の支配・海洋法秩序確立促進・国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金(大陸棚限界委員会信託基金)		拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	13,200千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	国際連合 法務部海事・海洋法課		任意拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標	<p>(1)当該機関の設立経緯等・目的 大陸棚限界委員会(CLCS)は沿岸国が提出する大陸棚延長申請を審査する目的で国連海洋法条約によって設置され、地理的配分に考慮して選出された地質学、地球物理学、水路学の専門家21名の委員で構成される。本来は、同条約附属書II第2条5の規定により、委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間、その費用を負担することとなっているが、途上国出身の委員の場合、経済状況によっては本国政府から出張経費の支弁を受けることが困難な場合があるため、国連総会決議(A/RES/55/7/パラ20)において、事務総長に対し、途上国出身の委員が会合に出席するための費用を支援するための信託基金の設置が要請されたことを受け、2001年に本件信託基金が設置された。</p> <p>(2)拠出に当たっての成果目標 CLCS会合の年3回の開催と少なくとも年3件の大陸棚延長に関する勧告の採択。 21名のCLCS委員は衡平な地理的代表の原則に基づき選出されるところ、常に半数に近い委員が途上国出身となる。他方、CLCSの定足数は3分の2とされているため、途上国委員の出席を確保しない限り、同定足数を満たすことができず、勧告の採択にも繋がらない。同基金への拠出により同会合の滞りのない開催及び勧告の採択を促す。</p>					
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織についての	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<p>・CLCSは、沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚延長申請を審査し、勧告を行う唯一の機関である。CLCSは、本件拠出金により、毎年計21週間の定期的な会合の開催を確保し(1会期当たり7週間×年間3会期)、大陸棚延長に関する審査、勧告を行い、また大陸棚に関する様々な事項を議論・検討することで、同条約に規定する延長大陸棚の制度の実施に関する国際法上の実行を積み重ねている。これまでに行われた82件の大陸棚延長申請のうち、CLCSは、2017年6月7日現在、29件について勧告を採択済みである(我が国が行った7海域における大陸棚延長申請のうち6海域に関する勧告を含む。)。同勧告を受けて、各申請国は、条約に則った延長大陸棚を設定してきている。</p> <p>・各CLCS会合の進捗については、各会期終了ごとに議長声明として公表され、また勧告が採択された後には、CLCSのホームページにおいてそのサマリーが公開されており、審査の進捗・成果について広く周知されている。</p> <p>・昨年6月に実施された国連海洋法条約締約国会議において、CLCS会合の過去1年間の活動実績について報告を受け、我が国として、同報告を踏まえ、改善点(特に勧告の迅速な審査と採択)について指摘した。その後1年間の実績では、勧告の採択数が前年の2件から5件に伸びている。</p>				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>・各会期終了ごとにCLCS議長声明に信託基金からの支出額等の情報が掲載され、国連海事海洋法課(DOALOS)による内部監査及び外部監査が行われる。毎年6月、国連海洋法条約締約国会議において行われる信託基金の運営状況についての報告が行われ、我が国を含む締約国は、必要に応じ改善の指摘を行うことができる。</p> <p>また、我が国からの要求を受けて、6月に、DOALOSから2016年の会計収支報告が日本に提出された。</p> <p>・これまでに行われた82件の大陸棚延長申請のうち、CLCSは、2017年6月7日現在、29件について勧告を採択済みである(我が国が行った7海域における大陸棚延長申請のうち6海域に関する勧告を含む。)。また、その内5件は、昨年1年間で採択されたものである。CLCSにおける審査作業の効率化については、一定の評価ができる。CLCSは、これらの活動について、毎年、国連海洋法条約締約国会合において報告し、日本を含む締約国側はCLCSの審査状況を把握出来るようになってきている。</p> <p>・昨年6月に実施された同条約締約国会議において、CLCS会合の過去1年間の活動実績について報告を受け、我が国として、同報告を踏まえ、改善点(特に勧告の迅速な審査と採択)について指摘した。その後1年間の実績では、勧告の採択数が前年の2件から5件に伸びている。</p>				
II 当該機関等と日本との関	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	<p>・CLCSは、沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚延長申請を審査し、勧告を行う唯一の機関として、同条約に規定する延長大陸棚の制度の実施に関する国際法上の実行を積み重ね、我が国の主要な外交目標である海における法の支配の促進に貢献してきている。また、我が国が行った大陸棚延長申請のうち一海域については、CLCSによる勧告が先送りされているところ、拠出金を通じ、引き続き定期的な会合の開催及び大陸棚延長申請の更なる迅速な審査の実現を目指すことは極めて重要。</p> <p>・CLCSは、条約上、地質学等の専門家である21名の委員が個人の資格で(すなわち政府から独立して)任務を遂行すると規定されており、その意思決定に我が国が直接的に関与することはできないが、CLCSには、その発足当初(1997年)から、継続して、我が国が推薦する日本人委員が選出されており、CLCSの任務遂行に貢献している。また、信託基金への拠出を通じた我が国によるCLCS支援については、CLCS議長声明に記載される他、例年6月に開催される国連海洋法条約締約国会議においてもCLCS議長からの報告で明示的に言及され謝意が表明される等、我が国のCLCSにおけるプレゼンスは本件拠出を通じても強化されている。</p> <p>・CLCSは、沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚延長申請を審査し、勧告を行う唯一の機関として、同条約に規定する延長大陸棚の制度の実施に関する国際法上の実行を積み重ね、日本の主要な外交目標である「海における法の支配」の促進に貢献してきており、ひいては地域の平和と安定に寄与している。</p> <p>・例年6月に実施される同条約締約国会議に締約国として恒常的に出席し、海における法の支配の促進に貢献するCLCSの役割を我が国として高く評価している旨伝達するとともに、CLCSとしての任務の効率的な遂行を促している。</p>				

関係について	<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>・CLCS委員は選挙で選ばれる21名の専門家で構成されており(任期5年, アジア太平洋グループからは5名が選出されることになっている), 我が国は, 第1期選挙(1997年)より, 継続して日本人委員1名を確保してきた。現在も, 2017年6月に選出された山崎俊嗣氏が委員として任務を遂行している(任期は2022年6月15日まで)。なお, CLCSの事務を取り扱うことになっている国連法務部海事・海洋法課(DOALOS)には, 少なくとも2009年以降日本人職員は在籍していなかったが, 2015年より日本人職員1名が在籍している。</p> <p>・CLCSIは, 条約上, 地質学等の専門家である21名の委員が個人の資格で(すなわち政府から独立して)任務を遂行すると規定されており, その意思決定に我が国が直接的に関与することはできないが, 上記のとおり, CLCSIには, その発足当初(1997年)から, 継続して, 我が国が推薦する日本人委員が選出されており, CLCSの任務遂行に貢献している。</p>
	<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<p>PLAN: DOALOSにおいて, 年間の会期日数及び途上国委員数を基に必要経費見積もりを算出するとともに, 国連海洋法条約締約国に対し拠出を呼びかけ。 DO: 我が国を含む関心国からの拠出金の拠出。DOALOSは, 途上国委員からの財政支援申請を審査の上, 会期ごとに, 必要額を支出。 CHECK: 会期の終了ごとにCLCS議長声明に信託基金からの支出額等の情報が掲載されるほか, DOALOSによる内部監査及び外部監査が行われる。 ACT: 例年6月に開催される国連海洋法条約締約国会議において, DOALOSから信託基金の運営状況についての報告が行われ, 締約国は意見を述べる事ができる。</p> <p>上記の“ACT”に加え, 拠出国として, DOALOSとは随時協議を行い, 予算執行状況等必要な情報収集を行ってきている。</p>
<p>担当課室名</p>	<p>海洋法室</p>	